

出願意匠「自動二輪用タイヤ」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成24(行ケ)10042・平成24年7月18日(2部)判決<請求認容/審決取消>

【キーワード】

意匠法3条1項3号，意匠の類似，美感，取引者・需要者

【事案の概要】

1 意匠登録出願の拒絶審決の取消訴訟である。争点は，引用意匠との類否（意匠法3条1項3号）である。

2 特許庁における手続の経緯

原告（株式会社ブリヂストン）は，平成22年6月21日，意願2010-5289号（意匠登録第1404558号）を本意匠とする関連意匠として，別紙第1記載の本願意匠の意匠登録出願（意願2010-15224号）をしたが，拒絶査定を受けたので，これに対する不服の審判請求をした（不服2011-14211号）。

特許庁は，平成23年12月21日，同請求につき「本件審判の請求は，成り立たない。」との審決をし，その謄本は平成24年1月6日，原告に送達された。

3 審決の理由の要点

本願意匠は，特許庁普及支援課が平成21年11月5日に受け入れた米国意匠特許公報2009年10月13日09W41号（登録番号US D601943S）に記載された引用意匠（別紙第2）と，意匠に係る物品が自動二輪車用タイヤであって一致し，形態についても，次のとおり，共通点が両意匠の類否判断に及ぼす影響が大きいものに対し，相違点が及ぼす影響は微弱で，共通点の印象を覆すには至らないから，意匠全体として類似するものであり，意匠法3条1項3号の意匠に該当する。

(1) 本願意匠と引用意匠との間には，形態について次の共通点と相違点がある。

ア 共通点（共通点Aは基本的構成態様，共通点B～Dは具体的構成態様）

【共通点A】全体は，断面略円弧状のトレッド部とその左右に左右対称に形成されたサイドウォール部で構成される環状体であり，トレッド部の周回面に，長い略「へ」字状の溝と逆略「へ」字状の溝（以下「長傾斜溝」という。）をタイヤの赤道（正面視において，トレッド面を左右に2分する仮想の中心線をいう。）を中心として千鳥配置状に配設し，この長傾斜溝のそれぞれの外端近傍に，ごく短い溝（以下「短溝」という。）を配設し，さらに，各長傾斜溝の周回方向の略中間位置に，それぞれ，長傾斜溝よりやや短く，長傾斜溝と同じ向きに屈曲させた略「へ」字状の溝と逆略「へ」字状の溝

(以下「中傾斜溝」という。)を配設した構成態様で、これら長中二つの傾斜溝は、赤道からサイドに向かってやや末広がり状とした態様であり、中傾斜溝は、長傾斜溝と短溝の間を略二等分する位置にあり、長傾斜溝、中傾斜溝及び短溝の三つの溝が全体として横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する態様である点

【共通点B】 長傾斜溝は、赤道を少しずつ跨ぐ部位に位置し、サイドウォール寄り端部は斜辺状である点

【共通点C】 中傾斜溝は、赤道からやや離れた部位に位置し、サイドウォール寄り端部は斜辺状である点

【共通点D】 短溝は、サイドウォール寄りの部位の、隣接する中傾斜溝の略中間に位置し、その両端は斜辺状で、全体として略平行四辺形状の態様である点

イ 相違点(いずれも具体的構成態様)

【相違点ア】 溝の端部形状について、本願意匠は、長傾斜溝と中傾斜溝の赤道寄り端部が小半円弧状、サイドウォール寄り端部が斜辺状、短溝は両端が斜辺状であるのに対して、引用意匠は、長傾斜溝の赤道寄り端部、中傾斜溝及び短溝のサイドウォール寄り端部において、先端斜辺を毛筆書体における横棒の入り様の形態とし、それぞれの他端の先端斜辺はその広角部に丸みを持たせた態様である点

【相違点イ】 赤道からサイドウォール方向にかけての長傾斜溝と中傾斜溝の両溝間の拡幅程度について、本願意匠は、長傾斜溝と中傾斜溝の両溝間の幅は、赤道寄り付近の端部間距離を1とすると、サイドウォール付近の端部間距離は略1.3であるのに対して、引用意匠は、赤道寄り付近の端部間距離を1とすると、サイドウォール付近の端部間距離は略2.5である点

【相違点ウ】 長傾斜溝、中傾斜溝、及び短溝の溝幅について、本願意匠は、溝自体の幅に変化があり、詳細には、長傾斜溝は、赤道付近の細幅が、サイドウォール方向に端部まで次第に拡幅して、やや太幅となる態様であり、中傾斜溝は、赤道寄りの細幅が、サイドウォール方向に屈曲点まで次第に拡幅し、屈曲点以降はやや太幅の等幅部を形成する態様であり、短溝は、やや太幅の略等幅部を形成する態様としているのに対して、引用意匠は、ほぼその幅に変化がなく、長傾斜溝はやや太幅で赤道寄り端部をやや幅広とし、中傾斜溝はやや太幅でサイドウォール寄り端部をやや幅広のものとし、短溝はやや細幅でサイドウォール寄り端部をやや幅広のものとした点

【相違点エ】 短溝の位置について、本願意匠は、長傾斜溝のサイドウォール寄り端部の仮想延長線を基準とすると、長傾斜溝の屈曲部の外側でやや離れた位置にあるのに対して、引用意匠は、長傾斜溝のサイドウォール寄り端部の仮想延長線を基準とすると、長傾斜溝の屈曲部のごくわずかに内側でや

や離れた位置にある点

【相違点オ】 サイドウォール部からビード部にかけての形状について、本願意匠は、左右のサイドウォール部がそれぞれ厚みの薄いサイドウォールとその端部に形成された断面略ナツメ形状のビードにより構成されているのに対して、引用意匠は、破線によって概略描かれているのみで断面図等もなく、その詳細は不明である点

(2) 共通点と相違点の評価

- ア 共通点Aは、意匠全体に及ぶものであり、また、この種物品において需要者が着目するトレッドパターンの基本的構成態様についての共通点であり、特に長傾斜溝、中傾斜溝及び短溝の三つの溝が、全体として、横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する態様で、これらが、赤道を中心として千鳥配置状に配設されている点は、両意匠の基調を形成しており、需要者が両意匠を観察するとき、共通の印象を強く与え、共通の美感を生じさせるものであって、両意匠の類否判断に支配的な影響を及ぼす。共通点B～Dのうち、各溝の位置については、共通点Aの横に伸びた略「さんずい」偏様を呈する形状をもたらす要因であるから、類否判断に大きな影響を与えるが、各溝の端部形状については、環状体の周回面のサイドウォール寄りというトレッド面全域の中では相対的に目に付きにくい領域に配置されており、また、溝の先端部というごく狭い部位における共通点であるから、類否判断に及ぼす影響は大きくなく、上記共通点に付加されることにより一定程度の影響を与える。
- イ これに対し、相違点ア～オが両意匠の類否判断に及ぼす影響はいずれも微弱である。

すなわち、相違点アは、溝の先端部というごく狭い部位におけるわずかな相違にすぎないから、意匠全体としてみた場合には、三つの溝が略「さんずい」偏様を呈する態様であるという共通する美感に埋没してしまう。

相違点イについては、長傾斜溝と中傾斜溝の拡幅程度に相違があるとしても、長傾斜溝と中傾斜溝は、長さが長いものとやや短い中位のものであり、どちらも溝の途中を略「へ」字状に屈曲させた溝で、「へ」の字の屈曲方向が同じ向きであり、さらに、二つの溝が赤道からサイドに向かってやや末広がり状をなしているという点では共通しているのであって、類否判断に及ぼす影響は微弱である。

相違点ウは、三つの溝の溝幅に相違があっても、もとより溝幅が狭く、正確な溝幅を視認しにくく、意匠全体としてみた場合には、三つの溝が略「さんずい」偏様を呈する態様である点で共通しており、類否判断に及ぼす影響は微弱である。

相違点エは、長傾斜溝を基準として短溝の位置をみる場合には、両意匠の短溝の位置が相違として認識されるが、意匠全体としてみた場合には、両意

匠とも、その短溝は、共にサイドウォール寄りの部位の、隣接する両中傾斜溝の略中間に位置するものと認識されるのであって、このような共通点に埋没してしまう程度の相違にすぎない。

相違点とは、外観からは認識しにくく、トレッド面と比較すると需要者の注目を得られないところであり、また、本願意匠の当該部分の形態は、例示するまでもなくこの種物品におけるごくありふれた形態にすぎないから、類否判断に及ぼす影響は微弱である。

そして、これらの相違点が相乗して生じる視覚的效果を考慮したとしても、前記共通点が与える強い共通の印象を凌駕するほどではない。

【判 断】

1 類否判断の前提となる事実

(1) 本願意匠の形態

本願意匠は、別紙第1記載のとおりである。

本願意匠は、自動二輪車用タイヤに係る意匠であって、全体の形状は、断面略円弧状のトレッド部とその左右に左右対称に形成されたサイドウォール部から構成される環状体であり、トレッド部の周回面に溝が配設されている。この溝は、正面視、背面視、斜視において、全体としてみると、三つの溝を1単位とする形状（模様）が、タイヤの赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設されている。三つの溝は、長さが長、中、短の3種からなり、いずれも略同方向に傾斜しており、赤道寄りからサイドウォール部にかけて、長傾斜溝、中傾斜溝、短溝の順に配列されている。長傾斜溝と中傾斜溝は、いずれも溝の中間よりサイドウォール寄りの部分に折曲部を有する略「へ」字状であり、赤道寄り端部が小半円弧状、サイドウォール寄り端部が斜辺状、各端部と折曲部との間の辺部分は略直線状であって、溝幅は赤道寄りが細く、サイドウォール部に向けて少しずつ太くなっている。短溝は、両端が斜辺状、両端を結ぶ長辺も略直線状で、全体として略平行四辺形状の態様である。長傾斜溝は、赤道を少し越える部位から隣の1単位に属する短溝の手前までにかけて配設され、中傾斜溝は、長傾斜溝よりやや短く、赤道の少し内側からサイドウォール付近にかけて、かつ、長傾斜溝と短溝の略中間に配設され、短溝は、サイドウォール付近に長傾斜溝の7分の1程度の長さで、隣の1単位に属する長傾斜溝の延長線よりは内側（短溝の属する1単位の中傾斜溝寄り）の位置に配設されている。サイドウォール付近において、短溝のサイドウォール寄り端部は、中傾斜溝のサイドウォール寄り端部と隣の1単位に属する中傾斜溝のサイドウォール寄り端部との略中間に位置している。長傾斜溝と中傾斜溝の間隔は、赤道から折曲部にかけていったん広がり、折曲部からサイドウォールにかけてわずかに狭まっているが、赤道寄り端部の間隔を1とすると、サイドウォール寄

り端部の間隔は1.3程度であって、溝全体としては若干広がっている。

(2) 引用意匠の形態

引用意匠は、別紙第2記載のとおりである。

引用意匠は、自動二輪車用タイヤに係る意匠であって、全体の形状は、断面略円弧状のトレッド部とその左右に左右対称に形成されたサイドウォール部から構成される環状体であり、トレッド部の周回面に溝が配設されている。この溝は、正面視及び斜視において、全体としてみると、三つの溝を1単位とする形状(模様)が、タイヤの赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設されている。三つの溝は、長さが長、中、短の3種からなり、いずれも略同方向に傾斜しており、赤道寄りからサイドウォール部にかけて、長傾斜溝、中傾斜溝、短溝の順に配列されている。長傾斜溝は、その中間よりサイドウォール寄りの部分に折曲部を有する略「へ」字状であって、赤道寄り端部が先端斜辺を毛筆書体における横棒の入り様とした形態、サイドウォール寄り端部が丸みを帯びた斜辺の突端をわずかに屈曲させた形態であり、各端部と折曲部との間の辺部分は略直線状である。中傾斜溝は、全体として長傾斜溝の折曲方向と同方向に緩やかに湾曲した形状であって、赤道寄り端部が斜辺状、サイドウォール寄り端部が先端斜辺を毛筆書体における横棒の入り様とした形態である。短溝は、赤道寄り端部がわずかに丸みを帯びた斜辺状、サイドウォール寄り端部が先端斜辺を毛筆書体における横棒の入り様とした形態であり、両端を結ぶ辺部分は、両端の形状に合わせてわずかに湾曲している。各溝の溝幅は、ほぼ変化がなく、毛筆書体における横棒の入り様とした形態となっている端部が少し幅広となっている。長傾斜溝は、赤道を少し越える部位から隣の1単位に属する短溝の手前までにかけて配設され、中傾斜溝は、長傾斜溝よりやや短く、赤道の少し内側からサイドウォールの少し手前にかけて、かつ、長傾斜溝と短溝の略中間に配設され、短溝は、サイドウォール付近に長傾斜溝の3分の1程度の長さで、隣の1単位に属する長傾斜溝の略延長線上に配設されている。また、短溝は、中傾斜溝と隣の1単位に属する中傾斜溝との略中間に位置しているが、中傾斜溝のサイドウォール寄り端部はサイドウォール付近まで届いていないので、短溝と中傾斜溝のサイドウォール寄り端部は不揃い(ジグザグ)となっている。長傾斜溝と中傾斜溝の間隔は、赤道からサイドウォールに向けて末広がり状であり、赤道寄り端部の間隔を1とすると、サイドウォール寄り端部の間隔は2程度である。

(3) 自動二輪車用タイヤに関する公知登録意匠

両意匠に係る物品はいずれも、いずれも略同方向に傾斜した長、中、短の三つの溝を1単位とし、これを、赤道を中心として、左右の斜めに向けて、千鳥配置状に配設した自動二輪車用タイヤである。

本願意匠の出願前に刊行された意匠登録公報及び米国意匠特許公報(甲2の

1及び2，5の1～3)には，自動二輪車用タイヤについて，全体としてみると，いずれも略同方向に傾斜した長，中，短の三つの溝を1単位とし，これを，赤道を中心として，左右の斜めに向けて，千鳥配置状に配設した公知意匠が示されている。

なお，本願意匠の出願前に刊行された意匠登録公報（甲3の1～4，4の1～4）には，自動二輪車用タイヤについて，全体としてみると，略同方向に傾斜した長，短の二つの溝を1単位とし，これを，赤道を中心として，左右の斜めに向けて，千鳥配置状に配設した公知意匠が示されている。

2 両意匠の対比

(1) 本願意匠の要部について

本願意匠において，全体としてみて，いずれも略同方向に傾斜した長，中，短の三つの溝を1単位とし，これを，赤道を中心として，左右の斜めに向けて，千鳥配置状に配設した点については，本願意匠の出願前に日米において複数登録されていることを斟酌すると，それだけでは取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な形態であるとはいえず，本願意匠においては，繰返しの単位を構成する三つの溝の，具体的な形状，配列，位置関係等が，取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な部分（要部）であると認めることができる。

この点について，被告は，いずれも略同方向に傾斜した長，中，短の三つの溝を1単位とし，これを，赤道を中心として，左右の斜めに向けて，千鳥配置状に配設した点に加え，各溝が並ぶ順番，長中二つの傾斜溝の形状と屈曲の方向，中傾斜溝の長さとして捉え，これらのすべてを満たす公知意匠が存在しないことから，それらを一体として審決が認定した共通点Aは，引用意匠との対比において類否判断に支配的な影響を及ぼすと主張する。しかしながら，「いずれも略同方向に傾斜した長，中，短の三つの溝を1単位とし，これを，赤道を中心として，左右の斜めに向けて，千鳥配置状に配設した点」は，特定の単位の繰返しという意匠全体の構成に関する基本的な態様であるといえるものの，上記のとおり，それだけでは取引者・需要者の注意を引きやすい特徴的な形態であるとはいえず，各溝の並ぶ順番（溝の長さは相対的な評価なので，溝の長さが変化すると，溝の並ぶ順番も変化し得る関係にある。）や，長傾斜溝，中傾斜溝の形状等については，繰返しの単位内における個別的な形状に関するものとして，取引者・需要者の注意を引く特徴的な形態となり得るものである。

(2) 両意匠の類否判断

上記観点から両意匠を対比するに，本願意匠は，全体として，三つの溝が略等距離を保ち，整然と配置されている印象を与える点に特徴がある。個別적으로는，長傾斜溝と中傾斜溝につき，溝間の距離に大きな変化はなく，また，いずれも端部と折曲部との間の長い辺部分が略直線状で，サイドウォール寄り端部

も斜辺状，すなわち直線状であって，赤道寄り端部は小半円弧状であるものの，端部に向けて溝幅が狭くなることから鋭角的な印象を与え，折曲部の角部も明確であり，短溝についても，長さが短いため，中傾斜溝との溝間の距離の変化を感じさせず，また，端部及び端部を結ぶ辺部分がいずれも略直線状である点に特徴がある。

これに対し，引用意匠は，本願意匠と対比してみるとときには三つの溝が1単位となっているように観察されるものの，引用意匠それ自体を観察する限りにおいては，全体として，三つの溝がまとまりなく，雑然と配置されている印象を与える点に特徴がある。個別的には，長傾斜溝と中傾斜溝との溝間の距離の変化が大きく，また，三つの溝につき，いずれも一方の端部が毛筆書体における横棒の入り様とした形態であって，足のかかと様に出っ張った部分があり，かつ，この部分の溝幅が広がっていることなどから，当該端部がねじれている印象を与え，さらに，長傾斜溝は他方の端部も丸みを帯びた斜辺の突端をわずかに屈曲させた形状であり，中傾斜溝は溝全体が緩やかに湾曲した形状であり，短溝は毛筆書体における横棒の入り様とした形態が溝全体の約3分の1を占め，他方の端部もわずかに丸みを帯びた斜辺状であって，統一感なくねじれた印象を与える点に特徴がある。

上記のとおり，本願意匠の三つの溝は，溝縁が直線であり，端部に向けて溝幅が細くなることから，看者に対し，一方の先端がとがった細い直線により構成され，無機的であり，かつ，非常にすっきりとして，サイドウォールから赤道に向けて流れる印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。これに対し，引用意匠の三つの溝は，全体として，基本的に溝幅に変化がないことも相まって，看者に対し，同じ幅の溝が曲線的にねじ曲がった印象，例えていえば，先端の丸まった筒状の細菌あるいは細胞をまとまりなく配した印象を与えるような美感を生じさせるものといえる。

なお，両意匠は，略同方向に傾斜した三つの溝を1単位とする形状（模様）が，タイヤの赤道を中心として，左右の斜めに向けて，千鳥配置状に配設されている点が共通するが，この点は，既に説示したとおり，公知意匠との関係で，本願意匠の要部には当たるとはいえない。また，両意匠は，三つの溝が，長，中，短の順番で配設されている点，中傾斜溝が長傾斜溝と短溝の略中間に配設されている点，サイドウォール付近において，短溝のサイドウォール寄り端部が，中傾斜溝と隣の1単位に属する中傾斜溝との略中間に位置している点が共通するが，三つの溝を配設する場合に，長さ順に配設することや，溝の間隔が均等となるように配設することは，調和の観点から選択されやすい形状である。その他にも，両意匠は，長傾斜溝が，溝の中間よりサイドウォール寄りの部分に折曲部を有する略「へ」字状である点，中傾斜溝が長傾斜溝よりやや短い点，長傾斜溝と中傾斜溝の間隔が溝全体としては若干広がっている点などの共通点

を有するが、他方で、短溝の長さが異なり、長傾斜溝と中傾斜溝の拡幅度合いが異なるなどの相違点も存する。

以上を総合すると、本願意匠は、共通点を考慮したとしても、全体として取引者・需要者に引用意匠と異なる美感を生じさせるものと認めるのが相当であって、引用意匠とは類似しない。

結 論

以上のとおりで、引用意匠との対比において本願意匠の意匠法3条1項3号該当性を肯定した審決の判断は誤りであって、取り消されるべきである。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．意匠権侵害問題に詳しい筆者でも、この事件の本願意匠と引用意匠とを対比観察して、一体どの部分に創作上の相違があるといえるのか、参ってしまった。自動二輪車のタイヤの模様デザインは、現物を見る機会があっても、図面は殆んど見たことはなかったから、電子顕微鏡で見るような細菌の集合状態様のものを比較しても、これは類似する意匠といえるだろうと思ったものである。その意味では、特許庁審判部による類似の判断は妥当のように思った。

2．ところが、裁判所の見方はそうではなかった。両意匠における共通点も、基本的構成態様と具体的構成態様とに区分し、相違点は具体的構成態様について詳細に記述している。しかし、その理由の説明は、それぞれの図面を対比して見ても良く理解できない。

裁判所は、本願意匠は、前記の多くの共通点を考慮したとしても、全体としては、取引者・需要者に、引用意匠と異なる美感を生じさせるものと認定するのが妥当であるから、類似する意匠ではないと判断したが、これについてもよくわからない。

ここに出て来ている人的基準の取引者と需要者とは、それぞれ異なる主体であり、それぞれが持っている知性や感性は異なる存在であるから、これを同列において一つの主体としていることは誤りである。しかも、美感の有無を重要素としていることは誤りである。意匠の類否判断は、その前提として、デザイナー（創作者）を含む当業者の視覚を通じて、対比する各意匠のどこに創作体が存在するのかをまず見い出さなければ話が進まないのである。

したがって、裁判所としては、意匠は創作であるという本質から問う両意匠の類否判断をすれば、違った結論が出て来たかも知れないから、再考に価する事件であるといえる。

〔牛木 理一〕

別紙第1 本願意匠

意匠に係る物品 自動二輪車用タイヤ

意匠の説明 「平面図」および「底面図」は、「正面図」と同一に表れるため省略する。

正面図



背面図



斜視図



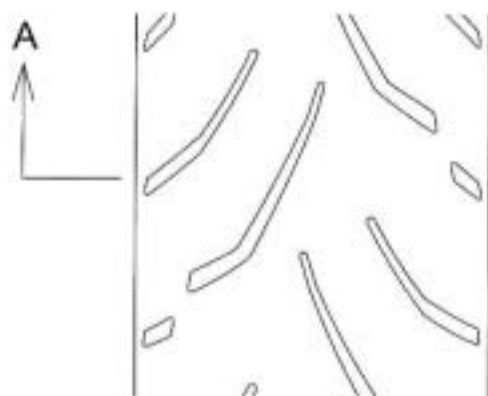
左側面図



右側面図



正面図の部分拡大図



A-A線端面図



別紙第2 引用意匠

特許庁普及支援課が2009年11月5日に受け入れた
米国特許商標公報 2009年10月13日09W41号
自動二輪車用タイヤ（登録番号US D601943S）の意匠
（タイヤ全体の意匠）
（特許庁意匠課公知資料番号第HH21318414号）

DESCRIPTION

FIG. 1 is a perspective view of a tire for motorcycle showing my new design, it being understood that the pattern repeats uniformly throughout the circumference of the tread;

FIG. 2 is a front elevational view thereof;

FIG. 3 is a right side elevational view thereof; the other side being a mirror image thereof;

FIG. 4 is an enlarged fragmentary front elevational view thereof;



FIG-2



FIG-1



FIG-3



FIG-4